

生活・就労のための日本語教育機関 支援（助成）

担当：日本語第 2 事業部企画開発チーム

◆ 概要

「特定技能」制度を活用して来日しようとする者等に対し、日本での生活や就労に必要な日本語教育を行っている機関・団体を対象に、実施経費の一部を助成します。

◆ 対象国

モンゴル、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、ウズベキスタン

◆ 申請資格

対象国に所在し、「特定技能」制度を活用して来日しようとする者等に対する日本語教育を行っている機関・団体。ただし、当該国の法律により海外の政府関係機関より援助を受けることが規制されている機関を除きます。

◆ 対象事業・助成内容

- 1 教材購入助成：
日本での生活や就労を目的とした日本語教育に活用できる教材・副教材の購入に係る経費の一部を助成します。
 - 2 『いろいろ 生活の日本語』印刷・製本助成：
日本での生活や就労を目的とした日本語教育に使用する『いろいろ 生活の日本語』の印刷、製本にかかる経費の一部を助成します。
- ※ ただし、使用用途として、個人（機関・団体に所属する教師・学生を含む）又は他機関に譲渡、有償貸出しする教材等の購入や印刷・製本は助成対象外となります。

◆ 選考方針

以下のような観点から審査を行い、採否を決定します。

- 1 当該事業を JF が支援する必要性
- 2 申請機関・団体が対象国・地域の日本語教育の中で占める位置づけ（特定技能制度において国の認定を受けた送り出し機関であるか等）



- 3 期待される具体的成果
- 4 日本での生活や就労を目的とした日本語普及への国・地域における波及効果
- 5 自己資金等、JF 以外からの資金調達状況
- 6 事業計画の妥当性、適切性（実施内容、実施体制、日程等）
- 7 事業実施地の安全状況

◆ 採用実績（参考）

採用 8 件／応募 9 件（2025 年度）

◆ 申請締切

2025 年 12 月 2 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2026 年 4 月下旬以降

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。

JF ウェブサイト：[国際交流基金 - 申請手続、申請資格、注意事項](#)

